

1 3. 慶弔見舞金規程

（目的）

第 1 条 この規定は、麻生商店街振興組合（以下、組合という）組合員または職員における慶弔禍福に際し支給する慶弔見舞金について規定する。

（受給手続き・届け出）

第 2 条 組合員または職員がこの規定により慶弔見舞金を受けようとする場合には、書面または口頭にて組合に届け出なければならない。

- 2 組合員又は職員は前項の届出に際し、事実を確認できる書類を添付しなければならない。ただし、組合が認めた場合には、添付する書類の全部または一部を省略することができる。

（支給事由の範囲）

第 3 条 慶弔金及び見舞金の支給対象となる事由については、次の各号のとおりとする。

- （１）本人の結婚
- （２）本人または配偶者の出産
- （３）本人および家族の死亡
- （４）その他必要と認められる場合

（結婚祝い金）

第 4 条 職員が結婚した場合には次の各号に定める勤続年数の区分に応じて、当該各号に定める額の結婚祝い金を支給する。

- （１）勤続 1 年以上 3 年未満のもの・・・10,000 円
- （２）勤続 3 年以上の者・・・20,000 円
- 2 結婚祝い金は再婚までを対象とし、その後の結婚は対象としない。
- 3 結婚祝い金を請求する職員は、原則として結婚を証明する書類（「結婚届受理証明書」の写し等）を提出しなければならない。

（出産祝い金）

第 5 条 職員又はその配偶者が出産した場合には、出産祝い金として 30,000 円を支給する。

（組合員への弔慰金）

第 6 条 組合員が死亡した場合には、次の各号に定める区分に応じて当該各号に定める額の弔慰金を支給する。

- （１）組合員が業務上の事故等により死亡した場合・・・30,000 円
- （２）組合員が業務に起因しない事由により死亡した場合・・・10,000 円
- 2 前項により弔慰金を支給する場合には、事業主名をもって弔電を発信する。

（職員への弔慰金）

第 7 条 職員が死亡した場合には、死亡退職金のほか、次の各号に定める区分に応じて当該各号に定める額の弔慰金を支給する。

- (1) 職員が業務上の事故等により死亡した場合・・・50,000 円
- (2) 職員が業務に起因しない事由により死亡した場合・・・30,000 円
- 2 前項により弔慰金を支給する場合には、事業主名をもって弔電を発信する。

(組合員への家族弔慰金)

第8条 組合員の家族(次の各号に掲げる者に限る)が死亡した場合には、次の各号に定める区分に応じて当該各号に定める区分に応じて、当該各号に定める額の家族弔慰金を支給する。

- (1) 配偶者の死亡の場合・・・10,000 円
- (2) 子の死亡の場合・・・5,000 円
- 2 家族弔慰金を請求する組合員は、原則として「家族弔慰金請求書」に、家族の死亡を証明する書類を添えて提出しなければならない。

(職員への家族弔慰金)

第9条 職員の家族(次の各号に掲げる者に限る)が死亡した場合には、次の各号に定める区分に応じて当該各号に定める区分に応じて、当該各号に定める額の家族弔慰金を支給する。

- (1) 配偶者の死亡の場合・・・10,000 円
- (2) 子の死亡の場合・・・5,000 円
- 2 家族弔慰金を請求する組合員は、原則として「家族弔慰金請求書」に、家族の死亡を証明する書類を添えて提出しなければならない。

(規程の改廃)

第10条 この規定は関係諸放棄の改定及び組合状況及び業績等の変化により必要がある場合には、組合員及び職員の代表と協議のうえ改正又は廃止することがある。

附則

この規定は、令和 年 月 日から施行する。